

令和6年第6回宝塚市教育委員会の会議（定例会）会議録

- 1 開催日 令和6年4月19日（金）
- 2 場 所 宝塚市役所 3B会議室
- 3 開会時間 午後1時30分
- 4 閉会時間 午後2時40分
- 5 出席した委員の氏名
五十嵐 孝教育長、木野 達夫委員、松浦 一枝委員及び石井 克馬委員
- 6 除斥した委員の氏名
- 7 委員及び傍聴人を除く、議場に出席した者

管理部長	高田 輝夫	教育企画課長	岡本 進
学校教育部長	藤川 明人	学校教育課長	石田 勝久
社会教育部長	番庄 伸雄	教育研究課長	辻 晃英
管理部次長	池本 和義	社会教育課長	河合 晋一
管理部次長	上治 秀臣	中央図書館長	藤野 高司
学校教育部次長	前田 政子	西図書館長	上木 英一郎
学校教育部次長	西口 信幸	教育企画課係長	板垣 慎一郎
学校教育部次長	山下 昌裕	学校教育課係長	小椋 文也
		学校教育課係長	大善 雄
		社会教育課係長	河本 雄生
- 8 会議の書記
教育企画課事務職員 中瀬 陽子
- 9 議題
 - 議案第14号 宝塚市立宝塚自然の家指定管理者選定委員会への諮問について
 - 議案第15号 宝塚市公立学校教科用図書採択に係る採択方針等の策定及び教科用図書の調査研究の諮問について
 - 報告事項 社会教育委員の会議からの意見書の提出について（宝塚市立宝塚自然の家指定管理者制度導入後の検証に係る意見書）
 - 報告事項 宝塚市教科用図書選定委員会委員の委嘱について
 - 報告事項 令和5年（2023年）度2月及び3月における宝塚市立学校の「いじめ事案」について

会議の概要

開会 午後1時30分

五十嵐教育長 令和6年第6回宝塚市教育委員会の会議（定例会）を開催いたします。
傍聴希望の方はいらっしゃいますか。

岡本課長 おられません。

五十嵐教育長 本日の署名委員は木野委員でございます。よろしくお願いいたします。
本日の付議案件は、議決事項2件、議決事項以外の案件3件です。
なお本日は、春日井委員から欠席の通知を受けております。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、
過半数の委員の出席がありますので、本会が成立する旨報告いたします。
それでは、進行について事務局からお願いします。

岡本課長 本日の付議案件は、議決事項2件、議決事項以外の案件3件です。
議案第14号 宝塚市立宝塚自然の家指定管理者選定委員会への諮問につ
いて、議案第15号 宝塚市公立学校教科用図書採択に係る採択方針等の策
定及び教科用図書の調査研究の諮問について、報告事項 社会教育委員の会
議からの意見書の提出について（宝塚市立宝塚自然の家指定管理者制度導
入後の検証に係る意見書）、報告事項 宝塚市教科用図書選定委員会委員の
委嘱について、報告事項 令和5年（2023年）度2月及び3月における
宝塚市立学校の「いじめ事案」について、です。

議案第14号及びこれに関連する報告については、一括での審議をお願
いいたします。

審議の順番としましては、議案第15号、報告事項 社会教育委員からの
意見書の提出について、議案第14号、報告事項 宝塚市教科用図書選定委
員会委員の委嘱について、報告事項 令和5年（2023年）度2月及び
3月における宝塚市立学校の「いじめ事案」について、の順でお願いします。

なお、報告事項 宝塚市教科用図書選定委員会委員の委嘱については、
静ひつな採択環境の確保等のため非公開での報告でお願いいたします。

また、報告事項 令和5年（2023年）度2月及び3月における宝塚市
立学校の「いじめ事案」については、個人に関する情報が含まれるため、

非公開での報告でお願いいたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

五十嵐教育長

それでは、議案第15号 宝塚市公立学校教科用図書採択に係る採択方針等の策定及び教科用図書の調査研究の諮問について、担当課より説明をお願いします。

辻課長

議案第15号 宝塚市公立学校教科用図書採択に係る基本方針等の策定及び教科用図書の調査研究の諮問について、提案理由及び内容を御説明申し上げます。

本件は令和7年度使用宝塚市公立学校教科用図書を採択するにあたり、その適正化を図るため、宝塚市公立学校教科用図書選定委員会に対して、基本方針等の策定及び教科用図書の調査研究について諮問するものです。

諮問事項1の「令和7年度使用宝塚市公立学校教科用図書の採択の基本方針について」ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び学校教育法附則第9条第1項、並びに令和6年3月29日付け文部科学省通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」及び「令和7年度使用教科書の採択事務処理について」（以下「文部科学省通知」という。）に基づき、令和7年度使用宝塚市公立学校教科用図書を採択します。ついては、教育委員会が作成した基本方針（案）（別紙2）について協議いただきたく、諮問いたします。

諮問事項2の「令和7年度使用宝塚市立中学校用教科書の採択方針について」ですが、文部科学省通知に基づき全ての教科書について新たに採択を行います。ついては、教育委員会が作成した採択方針（案）（別紙3）について協議いただきたく、諮問いたします。

諮問事項3の「令和7年度使用学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択方針について」ですが、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書が、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条の適用対象外となっており、採択する期間が規定されていないため、児童生徒一人ひとりの障碍の種類や程度、症状に応じるように毎年採択替えを行うことができます。ついては、教育委員会が作成し

た採択方針（案）（別紙4）について協議いただきたく、諮問いたします。

諮問事項1、諮問事項2及び諮問事項3につきましては、別紙のとおり教育委員会案を選定委員会に提示し、本年5月10日までに選定委員会から答申をいただく予定です。

その後、教育委員会の会議において、上記の答申内容が協議され、各方針が決定されました後に、「4 令和7年度使用宝塚市立中学校用教科書の調査研究」及び「5 令和7年度使用学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の調査研究」を進めていただき、本年7月16日までに調査研究結果の答申をいただくこととしています。

説明は以上です。

五十嵐教育長

ありがとうございました。

それでは今、諮問についての説明がありましたけども、この件について何かご質問はございませんでしょうか。別紙資料はかなり量がありますが、目を通していただけますでしょうか。

まず確認ですが、今年度は中学校の教科用図書の選定と、一般図書ですか。

辻課長

はい。

五十嵐教育長

中学校は全教科ですか。

辻課長

そうです。

五十嵐教育長

別紙の説明はよろしいでしょうか。

別紙1に諮問事項1から5までの説明があつて、別紙2は採択の基本方針ですね。別紙3が今回の対象の中学校教科書の採択方針、別紙4が一般図書の採択方針ですね。それ以降は国からの通知ですね。

辻課長

はい。

五十嵐教育長

先ほどスケジュールを言われたと思うのですが、それはこの1番最後の50ページにあります参考資料3を見ていただければ、今後の流れがご理解いただけるかと思います。

小さい丸で囲んだ①が今日審議いただき諮問であつて、②5月2日に委嘱式、第1回の選定委員会があつて、③5月10日答申があります。それに基づいて④5月17日採択方針等の決定を教育委員会でしていただきます。

それを受けて調査研究に入るといことですね。

最終的には7月19日の教育委員会で調査内容を採択していただくことになりしますので、かなりタイトなスケジュールの中で調査委員の方には動いていただくことになります。

この件について、ご質問はございますか。

石井委員。

石井委員 昨年、前回小学校の採択の時に、生徒が使うタブレットを使って私たちも確認したいと言っていたのですが、それは今回可能ですか。

辻課長 デジタル教科書ですが、国の事業では小学校の5・6年生と中学校の全学年の「英語及び数学・算数」が導入されているのですが、来年度に関してその事業が続くかどうか分かりません。また、市としてデジタル教科書を導入する予定はないんです。そのため、デジタル教科書を見ていただきながら採択するということは想定していません。

石井委員 QRであれば、特に生徒のタブレットである必要はないんですね。

辻課長 そうですね、どのQRでも、スマホからでも見れると思います。

松浦委員 この資料の30ページから採択環境状況調査というのがありまして、その33ページの1番最後のところ、学習用デジタル教科書の見本があったのが、これで見ると採択の考慮をしたのが半数を超えているのですが、宝塚市ではデジタル教科書は採用しないのですか。

辻課長 そうですね。無償給与の対象には恐らくないないので、まだあくまでも紙媒体の方が無償給与の対象なので、そちらの方で思っております。

五十嵐教育長 石井委員。

石井委員 この場でデジタル教科書の採用について検討もしたことが無いと思うのですが、検討もしないのですか。

辻課長 そうですね。無償にならない、というところが非常に大きなところかなと思います。今のところ、国の方針としても全ての子どもに無償で教科書を給与するというところが1つポイントだと思います。そこが1番大事にしたいところかと思っておりますので、それが有償になってしまうと、デジタル教科書の採用は難しいのではないかと思います。

- 石井委員 どうなんでしょうか、ここで検討せずにいいのでしょうか。
- 五十嵐教育長 来年度ですよ、予算としては予定されていません。
- 岡本課長 今年度、今年の4月からの分で申し上げますと、小学校の改定された新しい教科書につきましては、学校の先生方が使われるものとしては指導者用デジタル教科書というのがあります、こちらは昨年度予算措置として、一応全教科、一部入らない科目もあると思うんですけども、基本的には全教科のデジタル版っていうのがありますので、先生方のタブレットからはそれは見れるという状況にはなっています。今年度からそのデジタル上の環境が変わりまして、今設定作業に追われているところなんですけれども、設定作業が終わりましたら、先生方の方では、1年生から6年生までの教科書がデジタルで見られる。こちらをその画面で映し出すこともできる、ということです。
- 五十嵐教育長 児童生徒の教科書をデジタル教科書にすることは考えてない、想定してないということですね。
- 辻課長 はい。
- 五十嵐教育長 その主な理由は、紙ベースの教科書は無償給与されるけど、デジタルになるとそうじゃないってことですか。
- 辻課長 そうですね。有償になるってことですね。
- 今、国の事業で英語・数学・算数に関してはデジタル教科書を無料でいただいているんですけども、この教科限定なんです。社会であったり理科であったりというのは、まだ有償になってしまいますね。
- 松浦委員 一部教科、ということですか。
- 辻課長 そうです。
- 国の事業も、今年度はまだありますけれども、来年度以降どうなるかもわからないような状況です。
- 五十嵐教育長 中学校の教科書のこの選定にあたって、例えば英語ですね、それから数学のデジタル教科書っていうのは、生徒用の分はないんですか。
- 辻課長 今年度は入っています。
- それは国の実証事業として無償でデジタル教科書を給与している、そういうものです。

- 五十嵐教育長 では来年度の選定にあたって、今度みんな見本が来るわけじゃないですか。そこには、英語や数学はどんなものが来るってことですか。
- 辻課長 従来の紙の教科書です。
- 五十嵐教育長 デジタルのものは、もう選定の対象にもならないですか。
- 辻課長 選定の対象については、確認はさせていただきます。
- 五十嵐教育長 はい、お願いします。
- 山下次長 無償給与の制度に則ってされてるのは、今、紙媒体の教科書が対象になっています。国の方で、デジタル教科書を導入することによって、予算削減で紙媒体をなくそうとしているのがこれから先の方向性だと思うんですが、今年度は、今、課長が申し上げましたように、小学校の5、6年生と中学校の英語に関してはデジタル教科書を無償で提供していただいています。今年度は実証事業になりデジタル教科書を無償給与されていますが、では、紙媒体の教科書が無くなるかという、文科省が言ってるのは、いわゆるその一覧性っていうか、ぱっと見た時に紙媒体はやっぱり見やすいということがあるので、これは並行して今、デジタル教科書と紙媒体を無償給与されています。この先は、もしかすると自治体がデジタルを選ぶとか紙を選ぶか、若しくは全てでデジタル版になるのということは、我々も分かりかねるところがありますが、また調べて良い回答がありましたらお伝えさせていただきたいとは思っております。
- 五十嵐教育長 という事は今回の採択では、紙媒体の教科書の採択になるということですか。
- 山下次長 はい。
- 五十嵐教育長 デジタルは、国からまた引き続き、今年度の実証実験のような形で来年度ありますよというような可能性もあるということですね。
- 山下次長 少なくとも外国語だけ今、その対象になっています。
- 岡本課長 まず、一般的にデジタル教科という、学習者用デジタル教科書というのは、紙の教科書の内容全部を電子媒体にしたものという位置付けになります。その点をまずご理解いただきたいです。これは文部科学省のホームページに記載があるので、そのまま読ませていただくと、令和6年度からすべての小中

学校等を対象に、小学校5年生から中学校3年生に対して英語のデジタル教科書を提供する。次に導入する算数・数学やその他の教科については、学校現場の環境整備や活用状況等踏まえながら段階的に提供。というのは文部科学省からアナウンスされている内容でございます。

五十嵐教育長 紙媒体で教科書の採択だとしても、今の話ではデジタル化したものもあるということですね。それはデジタル教科書という扱いですよ。次年度、中学校の英語の教科書で、本市で採択した教科書のデジタル版というもの、あることはあるわけなんですね。

辻課長 はい。

五十嵐教育長 それは採択の過程で、例えば教育委員の皆さんに最終的に判断してもらう時に、見本を見せていただくことは可能なんですか。

辻課長 そのライセンスがありませんので、ホームページ等で、業者が出しているサンプル版はご提供できるかもわかりませんが、完全版となるとちょっと難しいかもわかりません。

五十嵐教育長 調査委員の方も、それは見られないですか。

辻課長 そうですね。あくまでも紙媒体の教科書を見て、調査していただくということになります。

五十嵐教育長 委員の皆さん、ご理解いただけただけでしょうか。

松浦委員 今、実際に中学の現場では、英語の授業で紙の教科書とデジタルの教科書というのは、どんな感じで使われているのでしょうか。

辻課長 そうですね。詳しくは調査をしてないんですけども、今、子どものタブレットで、学習者用のデジタル教科書も見れるような設定をしていただいているところですので、両方併用で授業をやっていただいているという認識です。

五十嵐教育長 先ほどの日程からいくと、次回、この教育委員会での採択に関わる議案として出るのは5月17日ですよ。その時に、今の件、整理しといてもらえないでしょうか。

辻課長 分かりました。

五十嵐教育長 要するにデジタルの教科書が、先ほどの話でも過渡期であって、あくまで

も今回は紙媒体の教科書の採択だという話なんです、ではデジタルって一体どういう扱いをするんだ、というところを説明していただかないと、委員の皆様も納得できないかなと思いますので。

辻課長 分かりました。

石井委員 デジタルなので使い方まで含めてだと思います。サンプルが出てくるかもしれないので、それを確認したいと思います。

辻課長 確認いたします。

五十嵐教育長 他にご質問、ご意見ありますでしょうか。

この件に関してはよろしいでしょうか。

それでは、議案第15号 宝塚市公立学校教科用図書採択に係る採択方針等の策定及び教科用図書の調査研究の諮問については、原案の通り可決でよろしいでしょうか。

委員 (承認)

五十嵐教育長 ありがとうございます。

それでは続いて、報告事項、社会教育委員の会議からの意見書の提出について説明をお願いいたします。

番庄部長 報告事項社会教育委の会議からの意見書の提出について、その後、議案第14号宝塚市立宝塚市自然の家指定管理者選定委員会の諮問については、連動する内容でございますので、まずは報告事項、意見書の提出についてご報告させていただき、その後、議案第14号の提案という流れにさせていただきます。よろしくお願ひします。

河合課長 それでは、宝塚市立宝塚市自然の家指定管理者制度導入後の意見書に係る検証についてご説明させていただきます。

本件は、令和6年4月9日付で社会教育委員の会議から宝塚市立宝塚市自然の家指定管理者制度導入後の検証に係る意見書が提出されたことについて、報告するものです。

意見書の内容としましては、令和4年度に再開された宝塚自然の家についての検証や、次期指定管理者について求めることについてまとめられています。

まずは意見書1ページ目、「はじめについて」ですが、こちらは宝塚自然の家の昭和48年に設立されて現在までの経緯について記載されています。次に、本編に移ります。2ページの「1 社会教育施設としての役割」では、社会教育施設として宝塚自然の家の役割、コンセプト、再開所までの経緯と運営実績について記載しています。

社会教育施設の役割とコンセプトですが、市教育委員会が所管する公の施設であることから、教育基本法における社会教育の目的と社会教育法に沿って運営する施設であることを確認しています。また、社会教育施設として、西谷の自然と憩いとレクリエーションの基本でもあり、自然体験や自然環境学習等を通じて市民の心身の健全な育成を図ることをコンセプトとしており、利用者の多様な学習ニーズに対応する役割があると考えています。

現指定管理者選定の経緯と運営実績についてですが、宝塚自然の家は平成28年度より一旦休所しましたが、地域住民からの再開所に向けての要望、市と市教育委員会が関係者と検討を重ねた上で、令和4年度より再開しています。

再開所後の実績ですが、目標であった年1万人の利用者を達成し、自然環境を活かしたイベントを年間70件以上実施しています。

イベント内容について市内業者等と連携した食育活動や、利用者と一緒に行う里山保全や、旧東家住宅の案内、松尾湿原といった文化財の啓発も実施しており、利用者の期待と実績が確認できるとしています。

再開に至る経緯より実績を踏まえて、3ページからの「2 今後の方向性と指定管理者のまとめ」の所では、(1) 学校教育との連携について、校外学習、トライやる・ウィークの受け入れなどの実績を評価した上で、教員の研修の場や、他市の学校についても利用促進を提案しています。

(2) 大人や企業を巻き込む展開、(3) 多様なイベントの展開の提案による効果では、少子高齢化の中で魅力的な自然環境に恵まれた宝塚自然の家をいかに次世代に残していくかを重要事項としています。

利用者を巻き込んだ里山保全のイベントを評価しつつ、宝塚自然の家が子どもたちに十分な自然体験の機会を与える場であり、さらに子どもたち

の困り事を解決する可能性についても言及しています。

4ページの(4)効果的な方法、宣伝活動については、現指定管理者の環境負担の減少、幅広い情報発信を目的にSNSを活用していますが、より一層宝塚自然の家に興味のある方に情報が届けられるような広報の展開について示されています。次に、(5)施設の老朽化への対応と宿泊に関する制限についてですが、行政への課題として一部施設の解体を挙げています。新たに宿泊施設として活用することも検討しましたが、整備費や管理運営費を考慮すると、キャンプ等の建築物を必要としない整理が提案されています。

5ページの(6)交通アクセスについては、指定管理者だけではなく行政の協力を前提としていますが、魅力的な施設にも関わらず、公共交通機関が整っておらず、施設が利用しづらいことを挙げています。

最後に、3ですが、多くの方に宝塚自然の家を知ってもらい、利用者の協力を得ながら運営に取り組んでいただくことを提案し、課題解決においてもクラウドファンディングなどを活用し、多くの方の助けを借りて解決する方法を提示しています。

現在の指定管理者の指定管理期間は、今年度で満了します。次期の選定に向けて、宝塚市立宝塚自然の家指定管理者選定委員会の委員の皆様には、この検証を参考にさせていただき、最適な指定管理者を設定いただけるようお願いする予定でございます。説明は以上です。

五十嵐教育長

ありがとうございます。

前回の教育委員会では、宝塚自然の家の指定管理について、委員の皆様から色々ご意見が出た中で、社会教育委員の会議からの意見を、まず拝見しない中で議論は難しいだろう、ということで報告してもらいました。

委員の皆様には手元に届いたかと思いますが、今説明があったような内容です。それも踏まえて、まずこの意見書について、委員の皆さんからご意見があるようならば、お聞かせください。

私も報告を読みましたが、やっぱり社会教育委員の皆さんは、社会教育施設として今後も維持していくべきだ、というようなスタンスで発言、意

見をまとめられているなと思います。私もこれまでの経緯について少し調べたり聞いたりしましたが、前回の教育委員会の中で、この施設、皆さんに見ていただいていますので、今後どうするかという、社会教育施設なのかそうでないのか、残すのか残さないのかという議論が、これまでもどこかの場でされたかという、どうも無いようなんですね。雰囲気としては、もうあそこは社会教育施設として、あるいは西谷の1つの大きな中核的施設として残すもんだらう、というような皆さん思いの中でこの話が進んできているんだらうな、という風に思いました。

松浦委員。

松浦委員 本来に意見なんですけれど、確かに社会教育施設としての役割とか今後の可能性についてということでまとめられてはいるんですけど、基本的な考え方のところでは、今、割と流行っているようなブランディングとかではなくて、自然を守った形で本当の自然体験を提供していくというようなところとか、それからもっと大人の方も対象にした、ヨガ・瞑想・マインドフルネスを実施する可能性などを考えると、社会教育施設という枠からもっと広がる可能性っていうのも、この意見書の中にはあるなというのは感じました。

五十嵐教育長 そうですね。

石井委員、お願いします。

石井委員 確認なんですけど、3件ほどあります。まず、教育委員会として社会教育施設として扱う自然の家ですけど、教育委員会として全市的な社会教育をお考えなのでしょうか。「終わりに」の部分では、地域の人たちでやっていく形では、西谷に限定されたものになりますが、社会教育施設としてはどう考えているのかとういことです。また、運営者は今回、将来を担う子どもたちっていう風には書いてるんですけども、その辺りがちょっとブレているのかなって思います。

2点目が、年間1万人の利用者についてですけども、これがどういう経緯でこの数字が出てきたのかということと、実際達成された1万人の内訳ですね。もちろん市外の方もいらっしゃると思いますが、市外市内、北部の人、南部の人が何人ぐらいになるのかという数値の状況を知りたいです。

あと6ページですね、自然の家を利用する市立学校が7校、これ正直少ないと思ったんですけども、西谷小学校、西谷中学校が入っているのかどうか。もし入ってたら、南部の学校だけで5校だけなのかというのを伺いたいと思います。

河合課長

まず1万人の設定ですけど、今回、自然の家を令和4年度から再開するにあたって、市と教育委員会と地元の方で検討は30回ぐらい重ねまして、平成28年に閉める際の利用人数が1万人前後ぐらいだというのがありましたので、最低そのラインを超すかなというところから、1万人で設定したという話です。

回答が前後しますが、市立学校の利用が7校の話ですが、まず7校については、そこに西谷小学校・中学校は入っています。

それからこういった役割の社会教育施設というところですが、基本は全市を考えてます。その全市、市民の方の生涯教育施設という面もあって、社会教育という面がありまして、もちろん地元の方の協力もあって、は効果的に連携しながら全市として、社会教育としてやっていきたいと考えております。

石井委員

この運営者は、今回、子どもたちについていうことを書いてるんですけども、そこはどう考えてらっしゃいますか。

河合課長

基本的には子どもたちが主役であることは変わりないですが、ただ、やはり生涯教育施設として社会教育施設の立ち位置にありますので、それ以上に子どもたちに、例えば意見とか、教えをよりできる大人たちの教育も目指している両方の点から、そういうニュアンスとして考えております。

石井委員

1万人の内訳は、今わからないですか。

河本係長

1万人の内訳ですが、やはり市外、市内というのは現状は数値は取れてはいないです。今の指定管理者には数値も取れる範囲で取ってほしいと要望しております。あくまでも1万1000人の内、子ども、大人では大体6000人ちょっとが大人、4000人少しが子ども、という状況になります。

石井委員

南北も分からない。

河本係長

南北も分かりかねます。

五十嵐教育長

他にご意見等はございますか。

1つには、現段階では教育としてはこの社会教育施設という位置付けで、あと5年、その指定管理をする中で見極めていきたいというような思いがあるということですね。なおかつ、今少し出ましたけども、前回、今の指定管理に至るまでには、やはり地域との話し合いを随分重ねたということがあって、地域の人と中核的な施設として位置づけしてきた中で、これを一気に閉所するというようなことは市の判断として選択肢としてしなかった、というのがあるんだと思います。

もう1つ、学校教育との関連なんですけども、確かに7校って少ないですよ。それは自然の家が休所してる間に、学校教育が他の施設を使って自然体験活動を始めたので、再開してからそれが戻りきれてないという事情もあると思います。PRが足りないっていうこともあるし、学校教育とのその連携っていう部分も足りてないというのは、これは教育委員会で努力しないといかんのじゃないかなと思っています。

社会教育委員の方々からの意見書としては、当然こういうような方向性というのは理解はできるんですけども、前回の教育委員の皆さんとの思いとは、少し離れてるっていうのは事実です。

そんな中で、この件については、意見書そのものについてこれ以上意見がないならば、次のその指定管理のところへ進みたいと思うんですが、よろしいですか。

委員

(はい)

五十嵐教育長

では、報告事項については以上とさせていただきます。

続きまして、議案第14号 宝塚市立宝塚自然の家指定管理者選定委員会への諮問について、担当課より説明お願いいたします。

河合課長

議案第14号宝塚市立宝塚新指定管理者選定委員会の諮問について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、宝塚市立宝塚自然の家について、指定管理者の指定期間が令和7年3月31日をもって満了することから、令和7年4月1日から令

和12年3月31日までの間に当該施設を管理する指定管理者の候補者を新たに選定する必要があるため、宝塚市指定管理者選定委員会条例第2条の規定に基づき、宝塚市立宝塚自然の家指定管理者選定委員会に諮問するものです。

指定管理者候補者の選定スケジュールにつきましては、5月17日に第1回選定委員会を開催し、募集要項や選定基準などについて御審議いただき、5月31日から6月末まで指定管理者の公募を行います。その後、7月中に2回程度選定委員会を開催し、書類審査及びプレゼンテーション審査を経て指定管理者候補者を選定していただきます。

説明は以上です。

五十嵐教育長 それでは今の件につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。
今回は公募ですよ。

河合課長 公募です。

五十嵐教育長 前回の教育委員会で、5年という期間をもう少し3年とかっていうことも考えられないか、という意見が出ましたけども、そこについてはやっぱり5年という判断ですよ。

河合課長 はい。一応今回5年としていますが、前回、3年というご意見をいただいたんですが、原則の指定管理者としては5年というのが市の規程としてはありまして、さらに5年にする理由としては、参入する業者の例えば初期投資とか、民間業者でもありますので、その利益回収の期間、そういったものも含めて3年だと良質な業者が参入しづらいという、その上で5年というのは妥当かというところで、5年間で公募するという形になっております。

松浦委員 そうなると、前回の会議で出たように、冬季の休業期間に少しずつ施設を壊していくというスケジュールになるのですか。

河合課長 はい。基本的に休所中の12月から2月の冬季期間中に2カ年程度予定しているんですが、その期間に工事を進めて、解体工事の予算がまだついてないので、解体とは言い切れないんですが、予定としてはその方法で考えています。それ以外の開所期間中に影響を与えないようには進むと考

- 五十嵐教育長 五十嵐教育長
- 木野委員 木野委員
- 河合課長 河合課長
- 番庄部長 番庄部長
- 木野委員 木野委員
- 番庄部長 番庄部長
- 五十嵐教育長 五十嵐教育長
- 番庄部長 番庄部長
- 五十嵐教育長 五十嵐教育長
- 石井委員 石井委員
- 河合課長 河合課長
- 木野委員
- この説明の方で、書類審査およびプレゼンテーション審査、指定管理者候補を選定していただきます、となっているんですけど、ここの審査っていうのは、解体スケジュールなどを業者が提案をするということですか。
- そこはこの期間は解体工事です、という縛りがある中で応募するという形でしょうか。
- 一応内容としては、冬季期間中に解体する予定があります、ということ
- スケジュール的にまだ確定はできないので、あくまで予定として冬季期間中に解体する予定ということを明記した上で、業者の方にお示しするという形になります。
- 解体の施工は、あくまで市が解体するということを前提に予定している
- ということを告知した上で募集するということで、事業者の提案を受ける
- ということにしています。
- そうすると、もうこの期間は工事期間だとわかった上で提案してくれる
- のですね。
- はい。その提案を受けるということです。
- そういう条件で、指定管理の方を募集するということですね。
- その辺りを丁寧に条件整備していく中で、実際の予算がつくかどうかは
- わからないとか、予算の状況にもよるんですけども、こういうことが起き
- ると、リスクについてはきちんと説明した上で募集するということにして
- います。その他いろんなリスクがありますので、考えられるリスクは全て
- 説明した上で募集する、応募をいただいて提案をいただくということにし
- ています。
- 他に質問、ご意見ございますか。
- 石井委員。
- その公募の期間なども、選定委員会の方で決められる感じですか。
- 原則その予定です。

五十嵐教育長 社会教育委員の意見書の中にも、施設の除却というか、危ないものは除いていくという意見も入っていましたよね。それは先ほど市の責任でやるんだということだけでも、そこはまだはっきりはしてないわけなんですよ。その方向で行きたいという話ですね。仮にそうなった時には、その期間中は施設内を全く自由には使えないという状況も起こりますよ、ということを説明した上で、指定管理者を募集するということですね。

河合課長 そういうことです。

五十嵐教育長 もう1つ、その結果、誰もどこも手を挙げなかったらどうなるんでしょうか。そんな条件ではようやらんということになった時に。

番庄部長 どこも提案がない、という場合ですね。その場合は、指定管理条例に基づきますと、直営と市の職員での運営ということになるというのが、この指定管理制度です。直営に戻るということになります。

五十嵐教育長 今、教育委員会の立場としては、社会教育施設としてやっていこうという方向性でいるわけだから、それは教育委員会が請け負ってやる、ということになるわけですね。

番庄部長 そうです。

河本係長 指定管理者制度そのものは、そういうスキームになっております。例えば昨年、この場で諮問、また意見書の報告もさせていただきました公民館でも同様の問題があります。来年度、東公民館に大規模修繕があります。大規模修繕の内容としては、空調、屋上防水、予定ではエレベーター、トイレ改修という形で休館は仕方ないというところになってます。それに関しても、昨年度、公募の際に、業者にそういった予定があります、という形でお伝えした上で入ってきてもらっています。さらには、一昨年度に関して、西公民館でも同様に半年近くの休館をしております。ただ、応募した際はそういった予定はまだありませんでしたので、指定管理者が決まった状態でお伝えをしていることとなります。もちろんそこに関しては指定管理者と協議にはなりますが、そもそもの協議内容で、大規模修繕の際は休館等を余儀なくしますと、その場合はありますというのは、契約上明記しておりますので、そこに関してはそこまで大きな問題ではないかなと

は思います。ましてや、今回の自然の家の場合、本来休所中である時に解体工事を行うということですので、公民館であったり他の施設と違って影響はそこまで大きくはないかなと、事務局としては考えております。

松浦委員 社会教育委員さんの意見書は、これはこれでその考え方とか方向性は尊重した上で、教育委員会としてのその施設を、こう手を離すというのは考えられないでしょうか。前回の会議で結構議論があった、市の施設というその取り扱いで、もっと観光とか、教育という枠を取ってしまう、というのは考えられないでしょうか。

五十嵐教育長 担当課としていかがですか。

河合課長 まず今回、指定管理期間がまだ1期目、3年の内2年目が終わったところで、後1年、今年度残っています。今お話しさせていただいた次期の指定管理期間ということは、まだ、前回指定管理をやりますと言ってから2年間しか経っていなくて、今やっている指定管理会社が目標も達成しており、そしてイベントも70回以上やっている、という安定した運営を行っています。地元の方に一旦、社会教育施設としてやります、という決意のもと運営している中で、地元の協力のもと、良好な環境を作っているところで、いきなり一方向的に観光という方向性に進むのは、私は正直ちょっとブレると思います。とは言いながら、前回の話もあったように、将来的な話はまた別として、5年間の時間をいただいた上で、上手にそういった議論を重ねながら、指定管理期間ともに、どうするか議論を進めていきたいと考えております。

五十嵐教育長 今回のタイミングでは、それは考えられないということですね。

河合課長 そうですね。今は社会教育施設という位置づけで一旦スタートしますが、将来的にどうするかという議論はしていかないといけないかな、とは認識しています。

松浦委員 その5年間という中で、さらにその先っていうのは、もしかしたら方向性としては、今の社会教育という枠の中ではなくなるかもしれませんが、ということを伝えていくということですか。

河合課長 もちろん、社会教育委員の皆様とも、そこは議論しながら考えていきたい

と思っております。

木野委員 春日井委員に事前にお伝えしたという説明がありましたが、この場で春日井委員のご見解を言うてもらうことは、手続き的には可能でしょうか。

河合課長 私から春日井委員にご意見いただいたところを読ませていただきます。

令和7年度からの指定管理者運営のため、宝塚市立宝塚自然の家指定管理者選定委員会へ諮問すること、指定管理期間を5年とすることについては、理解したため賛成します。

地元の理解と協力を受けていること。子どもたちのために自然体験できる場を設けることは大切なことなので、今後も推進していただきたい。整備費、維持費が問題となるので、リゾート施設や宿泊施設のような開発は必要ないと思うが、施設の課題については安全面の問題があるので進めていってほしい。

社会教育委員からの意見書には、クラウドファンディングや寄附予定、課題解決の提案があったが、そういった試みについてもぜひ行っていただきたい。

春日井委員ご自身も自然豊かな土地で育ったため、自然環境学習の重要性は理解している。

また、宝塚自然の家についても現物視察をしてみたい、といったご意見いただいております。

木野委員 ありがとうございます。

五十嵐教育長 自然の家のその環境というか、そういうものを見れば、社会教育というよりは学校教育、子どもたちの教育にもっと活用できるということを抑てるのかなと思います。実際休所していた間は全然使えなかった。それから再開所しても学校との連携が足りず、学校教育で活用することが少なかったと思うので、そういうところを条件整備して、この施設が子どもたちにとっても市民にとっても憩いの場であったり学習の場になるように、その努力をしないと、5年という期間をいただいてもまた同じことの繰り返しになると思うので、結構厳しい宿題をいただいているのかなと思います。5年を期間として指定管理をもう1回お願いしても、5年後また同じ議論

になっていく訳であって、その間に何かが変わっていかないといけないんだなど、私自身は思います。社会教育だけじゃなくて学校教育とも連動して、あそこの施設のその可能性を広げていただきたいな、と個人的に思いました。

他に皆さんご意見、ご質問ございませんか。

石井委員。

石井委員 1万人の内訳がわからなかったんですが、参加者の内訳的には、やっぱり地元の方々と高齢者の方々。あとは未就学児が多いですね。教育長も仰られたように、学校教育とは連携が取れていないなと思うんで、そこは本当に、市立小中学校が35校あって7校しか利用していないのはちょっとおかしい数字だと思います。全市的に考えるのであれば、そこは学校教育として活用していくことを次の5年でやっていけたらなと思います。

五十嵐教育長 今の皆さんのご意見を伺うと、本当に将来的にどうするかという話は、もっときちっと議論すべきということなんですけども、西谷という地域性も考えると、教育委員会はまだやりません、一気にと言って閉じてしまうのもなかなか乱暴だと思います。もう一度この施設の可能性を探るところで、5年という時間をいただいて、そこで教育委員会としてもどう考えるか、というのを示していくと、そういう期間とも考えさせていただいて、指定管理の方に施設管理を努めていただくというような方向性でもよろしいでしょうか。

委員 (はい)

五十嵐教育長 それでは、議案第14号 宝塚市立宝塚自然の家指定管理者選定委員会への諮問については、原案通り可決でよろしいでしょうか。

委員 (承認)

五十嵐教育長 ありがとうございます。それではよろしくお願いします。

宿題をいただいておりますので、そこはしっかりとよろしく願いいたします。

河合課長 分かりました。

五十嵐教育長 それでは、では先ほど事務局からありましたように、ここからの議題は非

公開の案件といたします。

報告事項になります。宝塚市教科用図書選定委員会委員の委嘱について、説明の方よろしく願いいたします。

【非公開での報告事項あり】

五十嵐教育長

それでは、この件については以上といたします。

続きまして、報告事項になります。

先ほど事務局からありましたように、次の報告は「非公開」といたします。

報告事項令和5年（2023年）度2月及び3月における宝塚市立学校のいじめ事案について、担当から説明をお願いいたします。

【非公開での報告事項あり】

五十嵐教育長

ではこの件は以上とさせていただきます。

それでは、本日の予定案件は以上でございますが、他に何かご報告はございますか。

岡本課長

ございません。

五十嵐教育長

それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 2時40分